

一般財団法人UNI H&H大学院 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人UNI H&H大学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を吹田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、心と体と魂の健康を理念に、健康，教育，農業に関する事業を行い、世界人類の健康，幸福の実現を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康の保持増進に関する知識の普及啓発
- (2) 農商工連携の推進，農業の6次産業化の推進
- (3) 学校教育，幼児教育，家庭教育，社会教育振興のための調査研究
- (4) 地域創生としての各地域の特性の活用，各地域の連携及び各地域の産業の振興
- (5) 各事業に関する講師の養成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、附則3記載の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠なものとして理事会が定めた財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとする

るときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計算書類等の閲覧・謄写)

第10条 評議員及び債権者は、この法人の業務時間内は、いつでも、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書又はこれらの写しの閲覧を請求すること及びその謄本又は抄本の交付を請求することができる。ただし、謄本又は抄本の交付請求については、理事会が別に定める費用を支払う必要がある。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあって

は、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任 期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

(構 成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と判断したとき。

(2) 評議員が、評議員会招集の許可を裁判所から得たとき。

(招 集)

第18条 評議員会は、前条第2項第2号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知を発する。

4 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり評議員会を招集する。

5 理事長（前条第2項第2号の規定により評議員が招集する場合には、当該評議員）は、評議員会の日から1週間前までに、書面をもって、評議員に対して評議員会を招集する旨の通知を発する。

6 理事長（前条第2項第2号の規定により評議員が招集する場合には、当該評議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

7 前6項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第2

1 条に定める定足数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(評議員会への報告の省略)

第23条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員及び会計監査人)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、2名を常務理事とする

3 前項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）が定める代表理事とし、専務理事を同法の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(2) この法人及びその子法人の業務及び財産の状況を監査することができる。

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

(4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(5) 3号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(6) 前号に基づく請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、理事会を招集することができる。

(7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査する。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

(8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当

該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときに、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する。

(9) この法人が理事との間の訴えを遂行するときに、この法人を代表する。

(10) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書につき監査し、監査報告を作成する。

(11) その他法令に定められた業務を行う。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 この法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

(競業及び利益相反取引)

第31条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承諾を受ける。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告する。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事会で意見を述べる必要があると認めて理事長に対して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わ

ることができない。

- 3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第36条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

（理事会への報告の省略）

第37条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

第8章 定款変更，事業譲渡及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

（事業の全部譲渡）

第39条 この法人が事業の全部を譲渡する場合には、評議員会の決議によらなければならない。

（解 散）

第40条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- （1）基本財産の滅失その他の事由により本協会の目的である事業の成功が不能となった場合

- (2) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (3) 破産手続開始が決定された場合
- (4) 裁判所による解散命令が確定した場合
- (5) 2事業年度連続して貸借対照表上の純資産額が300万円未満となった場合

(清算法人の機関)

第41条 この法人が清算法人となった場合、評議員、評議員会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、大阪府において発行する大阪日日新聞に掲載する方法により行う。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(細 則)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(特別の利益の禁止)

第48条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは総評議員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。